

不妊検査と原因の治療・人工授精までが対象です


R5.4.1 現在



養父市一般不妊治療費助成事業のご案内



一般不妊治療費助成事業は、不妊検査又は治療を受けた場合に、費用の一部を助成しています。
「もしかして不妊かも？」とお悩みの方は、夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？
※なお、体外受精・顕微授精（特定不妊治療）の助成は「特定不妊治療費助成事業」です。

対象者	1 一般不妊治療をした期間及び申請日時点で市内に住所を有し、婚姻又は事実婚をしている。 2 いずれかの医療保険に加入している。 3 他の地方公共団体から助成を受けていない。※1から3のすべてに該当する夫婦
助成対象	夫婦（どちらか一方でも可）が受けた不妊検査・一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの 【留意事項】・医療保険の適用の有無は問いません。 ・院外処方については、領収書がある場合のみ含めることができます。 ≪対象となる一般不妊治療の例：タイミング療法・薬物療法、人工授精など（この他、医師が認めた検査・治療は対象となります）≫
助成額	医療保険適用の有無を問わず、不妊検査・一般不妊治療に支払った費用のうち、 一年度当たり5万円を上限に助成 ※一年度当たり1回限り申請
受付期間	1月～12月診療分は、同年4月1日～翌年3月31日までの間の申請が必要です
申請書類	1 養父市一般不妊治療費助成事業申請書兼請求書 2 養父市一般不妊治療受診等証明書 ※医師に記入していただく必要があります。オンライン申請される場合も子育て応援課またはホームページで書類を入手してください 3 本人負担額を確認できる領収書等の写し 4 （院外処方がある場合のみ）院外薬局が発行する領収書の写し（レシート不可） 5 健康保険証等の写し（治療した方） ※保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒で塗りつぶし）したもの (事実婚の場合) 事実婚関係に関する申立書
手続き方法	1 子育て応援課またはホームページにて必要書類を入手し窓口申請 申請窓口：養父市こども・夢・えがお部子育て応援課 2 オンラインで申請（申請は夫婦のどちらかが行ってください） 右下の二次元コード(またはURL)から必要事項を入力し申請してください。専用アプリ「マイナサイン」アプリと入力フォーム（logoform）サイトから入力する手続きとなります。 ① 右記のQRコードまたはアドレスから、logoform にアクセスし 専用アプリ「マイナサイン」をダウンロードする。 ② 再度右記から logoform にアクセスし、必要事項を入力する。 ※マイナンバーカードが必要です  https://logoform.jp/f/ZVlkW
支給方法	承認決定通知後、申請者の指定口座へ振込み



【お問合せ】

養父市広谷 250-1 (養父地域局 2F)

養父市こども・夢・えがお部子育て応援課

TEL 079-664-0315